

第2次岡山県特別支援教育推進プラン

平成25年4月

岡山県教育委員会

I 岡山県特別支援教育推進プランの改訂に当たって

1 趣旨	1
2 方針	2

II 岡山県の特別支援教育推進のための取組

1 特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備	3
(1) 一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくり	3
(2) 教員の専門性の向上	8
(3) センターの機能の充実	10
(4) 高等部教育の充実	12
2 就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実	15
(1) 就学前における支援の充実	15
(2) 小・中学校における特別支援教育の充実	19
(3) 高等学校における特別支援教育の充実	24

【参考資料】

○ 特別支援学校の配置図	29
○ 特別支援学校等の児童生徒数の推移	30
○ 特別支援学校等在籍児童生徒の全児童生徒数に占める割合の推移<義務教育>	30
○ 特別支援学校障害部門別在籍者数の推移	31
○ 知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移	31
○ 知的障害特別支援学校学校別児童生徒数推計	32
○ 知的障害特別支援学校地域別児童生徒数推計	33
○ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況	34
○ 特別支援学校高等部入学者の状況	35
○ 特別支援学校高等部卒業者の進路状況	35
○ 特別な支援を必要とする児童生徒数等の状況（公立）	36
○ 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育体制整備状況	36
○ 発達障害にかかる市町村相談窓口一覧	37

I 岡山県特別支援教育推進プランの改訂に当たって

1 趣旨

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、「岡山県特別支援教育推進検討委員会」（平成19年6月設置）において、平成20年3月に「岡山県における特別支援教育推進の在り方について」（報告）が取りまとめられ、本県における特別支援教育の推進に向けての提言がなされました。

これを受けて、岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、本県における特別支援教育の推進に関する、平成21～25年度の5年間における基本計画として、平成21年3月に「岡山県特別支援教育推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定しました。

平成21年度から24年度までの4年間は推進プランに基づく取組を進め、平成24年に策定した「第3次おかやま夢づくりプラン」においても県の重点施策の一つに位置付けて、高等支援学校等の設置をはじめとした特別支援学校の教育体制の整備や、小中学校等すべての学校における校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内支援体制の構築に努めてきました。

このような取組を進める中で、県北部における特別支援学校の分校・分教室の設置や教職員の専門性向上、個別の教育支援計画等の活用による指導・支援の充実等が引き続き課題となっており、さらに、特別支援学校児童生徒数の急増に伴う教育体制の見直しや発達障害のある幼児児童生徒への対応等が、新たな課題として明らかになってきました。

「推進プラン」の策定から4年が経過し、その間、国においては、「共生社会（※1）の実現」をめざして障害者基本法の改正や障害の有無にかかわらず共に学ぶ教育に向けた「インクルーシブ教育システム」（※2）構築のための検討がなされるなど、特別支援教育を取り巻く状況が大きく変化しています。

そこで、「推進プラン」に基づく取組を一年早く見直すとともに、現状と今後の課題等について整理し、本県のこれからの特別支援教育を一層推進するため、今後の指針となる「第2次岡山県特別支援教育推進プラン」（以下「2次プラン」という。）を策定しました。

2 方針

- 2次プランでは、「特別支援学校の教育」及び「就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育」に関する現状及び課題を明確にし、今後5年間（平成25～29年度）を見通して、課題を解決するための基本的な考え方を示すこととしました。
また、この5年間における県教育委員会の取組や市町村教育委員会、学校等に期待される今後の役割・取組についても明示することとしました。さらに、平成29年度までの達成目標（数値目標）を設定できるものについては示すこととしました。
- 2次プランの具現化に向けて、特に多額の経費や時間を要する施策については、さらに詳細な実施計画等を策定して取り組んでいきます。
- 今後、社会状況の変化や国の動向等を見ながら、必要な場合は、2次プランの修正等を行います。

※1 「共生社会」とは、障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。

※2 「インクルーシブ教育システム」とは、障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことです。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（※1）が提供されること等が必要とされています。

また、文部科学省によると、基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるとしています。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要であるとしています。

※1 「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。

Ⅱ 岡山県の特別支援教育推進のための取組

1 特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備

(1) 一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくり

【現状と課題】

本県ではこれまで、障害のある幼児児童生徒が自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、複数の障害種に対応した教育体制の充実に努めてきました。

今後は、障害種別に対する専門性だけでなく、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の下での指導の充実が必要です。

特に、高等部において、知的障害が比較的軽い生徒の増加や重複障害のある生徒への対応等、一人一人の教育的ニーズに応じて、自立と社会参加をめざす学科・教育課程の改善・充実が求められています。

誕生寺支援学校は、県北部の大半を通学区域としていますが、通学に長時間を要する地域もあり、通学時間の短縮や身近な場で専門的な教育が受けられるよう、分校・分教室の設置について検討することが求められています。

県内の知的障害特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数は、年々増加しています。その中で、政令市である岡山市在住の児童生徒の割合は、県全体の4割を超えています。

知的障害特別支援学校の児童生徒数増加の背景には、中学校特別支援学級等の卒業者の多くが高等部へ入学している現状があります。また、今後、小・中学部児童生徒数の増加も見込まれ、教室不足の問題が生じている学校もあり、これらに対応するための施設整備が必要です。

そのため、児童生徒の急増対策として、これまで、校舎の増築や閉校後の高等学校校舎等の活用、プレハブ校舎の設置等により対応してきましたが、依然として特別支援学校の教室不足の問題は深刻な状況にあり、さらなる対応が求められています。

○ 児童生徒の増加等により教室不足が生じている知的障害特別支援学校の状況（平成24年度）

岡山西支援	<ul style="list-style-type: none">・わかくさ学園、ももぞの学園入所者、岡山市の中山・香和・高松・足守中学校区を通学区域としている。・児童生徒数については、今後、通学区域の変更に伴い増加が見込まれる。・現在もプレハブ教室を活用しているが、老朽化しており対応が必要である。
岡山東支援	<ul style="list-style-type: none">・岡山市旭川以東の西大寺・上道・山南・瀬戸中学校区を除く範囲を通学区域としている。・児童生徒数については、横ばいの状況である。・特別教室の転用、プレハブ教室の増設等により対応している。

岡山南支援	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市旭川以西の大半及び玉野市、総社市、早島町を通学区域としている。 ・今後、小・中・高等部いずれの児童生徒数も増加が見込まれる。 ・プレハブ校舎の増設で対応している。 ・教室数に余裕がなく、さらなる児童生徒数の増加への対応は困難である。
西備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町を通学区域としている。 ・児童生徒数については、横ばいの状況である。 ・知的障害部門の教室が不足しており特別教室を転用して対応している。
健康の森学園支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全県を通学区域としている。 ・児童生徒数については、横ばいの状況である。 ・高等部の普通教室が不足しており特別教室を転用して対応している。
東備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市の西大寺・上道・山南・瀬戸中学校区、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町を通学区域としている。 ・今後、小・中学部児童生徒数の増加が見込まれる。
誕生寺支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県北部ほぼ全域を通学区域としている。 ・高等部の生徒が急増していることから、平成25年度の設置に向け、誕生寺支援学校弓削校地の整備を行ったが、今後も高等部生徒数の増加が見込まれる。

知的障害が比較的軽い生徒の教育的ニーズに対応するため、就労による社会自立を目指す高等部単独校として、岡山瀬戸高等支援学校及び倉敷琴浦高等支援学校を設置しました。

また、平成24年度には、誕生寺支援学校に職業コースを設置し、平成26年度には、新設特別支援学校にも設置することとしていますが、高等部生徒は、依然として増加傾向にあり、さらなる対応が求められています。

学校給食は、衛生面に配慮しながら、安全・安心な環境で実施する必要があります。しかしながら、児童生徒数の増加や障害の多様化等の理由により、食数の増加や食事形態の多様化などの課題があり、給食環境の整備等について検討する必要があります。

また、肢体不自由特別支援学校等に看護師を配置し、日常的な医療的ケアを実施してきました。教員による医療的ケアも、平成23年度から肢体不自由特別支援学校で実施していますが、医療的ケアを必要とする児童生徒のケアの範囲は拡大しており、児童生徒数も増加傾向にあるため、医療的ケアに対応した空間や、その体制の充実が求められています。

- 知的障害、肢体不自由の専門的な教育をできるだけ身近な地域で受けられる体制の整備
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実
- 県北部における分校・分教室の設置
- 知的障害特別支援学校の児童生徒数増加に対応した学校設置等
- 就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学校の設置等
- 学校給食環境の整備
- 医療的ケア実施体制等の整備

【基本的な考え方】

＜知的障害、肢体不自由の専門的な教育をできる限り身近な地域で受けられる体制の整備＞

知的障害部門と肢体不自由部門を併設した新設特別支援学校を平成26年度に倉敷市真備地区に開校します。

さらに、近隣に肢体不自由特別支援学校のない地域については、既存の知的障害特別支援学校が肢体不自由を伴う重複障害のある児童生徒を積極的に受け入れられるよう、体制の整備に努めます。

＜一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実＞

特別支援学校においては、それぞれの障害種における教育の専門性を確保するとともに、重複障害のある児童生徒の指導の充実に努めます。特に、職業科のある岡山聾学校等の特別支援学校においては、自立と社会参加を実現する観点から、入学する生徒の実態や、卒業後の進路先の状況等を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成や学科の在り方について検討します。

また、発達障害を併せ有する児童生徒について、その特性等に対応した指導・支援の充実に努めます。

＜県北部における分校・分教室の設置＞

誕生寺支援学校については、スクールバスの増便により、通学時間の短縮を図ったところですが、なお通学に長時間を要する児童生徒がいることから、通学状況や寄宿舎の利用実態等を踏まえ、小・中学校の余裕教室や再編整備に伴う高等学校等の活用も視野に入れ、市町村教育委員会等から意見を聴きながら、分校・分教室の設置について検討を進めます。

＜知的障害特別支援学校の児童生徒数増加に対応した学校設置等＞

県南部の知的障害特別支援学校については、平成26年度に倉敷市真備地区に新たな特別支援学校を設置し、児童生徒の急増に対応します。

新設校の開校に伴って、通学区域の見直しを行い、それぞれの学校規模に応じた児童生徒数の適正化を図っていきます。

また、児童生徒の急増対策として、これまでプレハブ校舎等の設置により対応してきましたが、老朽化したプレハブ校舎について、教室整備を検討していきます。

岡山市内の児童生徒数の急増については、その対策の在り方について、岡山市と協議していきます。

＜就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学校の設置等＞

知的障害の程度が比較的軽い生徒が増加していることから、施設の状況等も勘案しながら、高等支援学校等の募集定員の拡大について、検討します。

また、県立高等学校の余裕教室を活用し、高等学校生徒と特別支援学校高等部生徒との日常的な交流及び共同学習を行うことのできる分校・分教室の設置について研究します。

＜学校給食環境の整備＞

今後、児童生徒数の増加により厨房の機能が不足する特別支援学校においては、厨房の

機能改善に努めます。

また、施設が老朽化・狭隘化している岡山市内の特別支援学校については、施設の改修や共同調理場の設置等について研究します。

＜医療的ケア実施体制等の整備＞

医療的ケア実施に際しては、安全・安心な環境で行う必要があることから、医療的ケアに対応した教室等の整備について検討するとともに、医療的ケアの実施内容や対象児童生徒数の推移等を見ながら、医療的ケアが適切に実施できる看護師の時間数を確保します。

また、看護師が必要な研修を受けた教員と連携して医療的ケアにあたる体制などについて整備します。

【取組】

項 目	県教育委員会	特別支援学校
知的障害、肢体不自由の専門的な教育をできる限り身近な地域で受けられる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 倉敷地域等新設特別支援学校の整備〔～H25〕 既存の知的障害特別支援学校における肢体不自由を伴う重複障害のある児童生徒の受入体制の整備 	
一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 重複障害のある児童生徒の指導に関する研修の充実 発達障害のある児童生徒の指導に関する研修の充実 岡山聾学校高等部の学科の在り方の検討〔H25～〕 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害を併せ有する児童生徒の指導・支援の充実 岡山聾学校の自立と社会参加に向けた高等部の在り方の検討〔H25～〕
県北部における分校・分教室の設置	<ul style="list-style-type: none"> 県北部における分校・分教室の設置に関する検討 	
知的障害特別支援学校の児童生徒数増加に対応した学校設置等	<ul style="list-style-type: none"> 倉敷地域等新設特別支援学校の整備〔～H25〕 知的障害特別支援学校の通学区の再編に関する検討 老朽化しているプレハブ校舎解消に向けての教室整備の検討 	
就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学校の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 高等支援学校等の募集定員の拡大に関する検討〔H25～〕 県立高等学校への特別支援学校高等部の分校・分教室の設置に関する研究 倉敷地域等新設特別支援学校職業コースの設置〔H26〕 	
学校給食環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 厨房施設の改修や共同調理場の設置等に関する研究 	

医療的ケア実施体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアに対応した教室等の設置に関する検討 ・ 医療的ケアを安全に実施できる看護師の時間数の確保 ・ 医療的ケア実施運営協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師による適切な医療的ケアの実施
----------------------	---	---

(2) 教員の専門性の向上

【現状と課題】

特別支援学校の教員は、勤務校に在籍する幼児児童生徒の教育はもとより、特別支援学校のセンター的機能への小・中学校等からの期待も高まっていることから、高い専門性を有する必要があり、特別支援学校教諭免許状の保有を一層推進することが必要です。

本県では、小・中学校等から特別支援学校へ異動する教員も多い中で、特別支援学校勤務を希望する同免許状保有者の採用枠の拡大や免許法認定講習の拡充などの取組により、毎年度保有率は上昇し、全国平均を上回っていますが、保有率のさらなる向上が求められています。(平成23年5月1日現在岡山県72.0%、全国70.0%。※注)。

※注・・・各年度5月1日現在の公立特別支援学校本務教員のうちの教諭(校長、副校長、教頭、助教諭、講師、養護教諭及び養護助教諭を除く)の当該障害種の免許状保有者及び当該障害種の自立教科等の免許状保有者の割合。<文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、岡山県教育庁教職員課調べ。>

特別支援学校では、障害による学習や生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度等を養うことを目標とした自立活動の指導の充実が必要です。

特に、知的障害のある幼児児童生徒に対する自立活動の指導においては、各学校で取り組み方に差があるなどの課題があり、一層研究を進める必要があります。

このため、各学校においては、校内研修等の充実を図るとともに、校外の研修会への参加や、外部専門家に専門的な知見に基づいた教員への指導・助言を求めています。引き続き、個々の障害の状態に応じた適切な指導や教員の専門性の一層の向上が求められています。

また、障害の重複化、多様化に適切に対応できるよう、特定の障害種に対応した専門性の向上とともに、発達障害を含む他の障害種に対応した指導力の向上も求められています。

- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 自立活動の指導に関する専門性の向上
- 発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上

【基本的な考え方】

<特別支援学校教諭免許状保有率の向上>

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図るため、特別支援学校を希望する同免許状保有者の採用枠の拡大や、免許法認定講習の拡充に努めます。

また、現在、特別支援学校に勤務している教員について、免許状の取得をさらに推進します。

＜自立活動の指導に関する専門性の向上＞

各学校においては、自立活動の指導に関する教員の専門性を一層高めるため、学校の現在のニーズに沿った研修を実施して、実態把握、自立活動の指導計画作成、評価等に関する教員の力量の向上に努めます。また、外部専門家を活用し、自立活動の指導が改善・充実するようにします。

また、県教育委員会では、学校を指定し、公開授業の実施や研究資料等の作成等を通して、研究成果を県内の特別支援学校に広めていきます。

さらに、県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）での研修を一層充実させるとともに、国立特別支援教育総合研究所等への内地留学を引き続き実施します。

＜発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上＞

総合教育センターや各学校において、各障害種に対応した専門性ととも、発達障害や障害の重複化に対応できる指導力の向上を図るための研修を充実します。特に、総合教育センターにおいては、研修の充実とともに、学校の要請に応じて指導主事を派遣する取組を積極的に進めていきます。

【取組】

項 目	県教育委員会	特別支援学校
特別支援学校教諭免許状保有率の向上 （達成目標） ＊特別支援学校教諭免許状を保有している公立特別支援学校教員の割合 72%（H23） →77%（H29）	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校を希望する免許状保有者の採用枠の拡大 免許法認定講習の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 免許未取得者への取得の促進
自立活動の指導に関する専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動の指導に関する研修講座の実施 各学校の外部専門家の活用の促進 指定校による公開授業の実施と研究資料の作成・配付 国立特別支援教育総合研究所等への内地留学の実施 知的障害の自立活動に関する指導事例集の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動の指導に関する校内研修の計画・実施 外部専門家との連携による指導・支援の改善 研修講座や他校の公開授業等への参加 研究資料を活用した校内研修の充実
発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害や重複障害の理解と支援に関する研修講座の充実 校内研修等に指導主事を派遣しての指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害や重複障害の指導に関する校内研修の計画・実施

(3) センターの機能の充実

【現状と課題】

平成24年4月に障害者自立支援法の一部が改正され、発達障害児も対象に含まれるとともに、相談支援の充実及び障害児支援の強化が図られました。今後は、今まで以上に教育・福祉・医療等の密接な連携が必要とされています。

学校教育法には、特別支援学校は、幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めることが規定されています。

また、県内の特別支援学校では、特別支援教育に関する相談や小・中学校等教員に対する研修の協力、地域での公開講座の実施等に積極的に取り組んでおり、障害特性等の理解が進んできました。

- 地域における教育と福祉との連携
- 総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備
- センターの機能の充実
- センターの機能発揮のための校内支援体制の整備

【基本的な考え方】

＜地域における教育と福祉との連携＞

就学前から卒業後の福祉サービス利用まで、一貫した支援を継続するために、特別支援学校は、地域の自立支援協議会等関係機関と積極的に連携し、小・中学校等の支援に活かします。また、各地域ごとの相談窓口について保護者や地域の人々への周知に努めます。

＜総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備＞

総合教育センターと特別支援学校の関係者で構成する連携協議会を開催し、連携・協力体制を整備し、情報の共有化等に努めます。

＜センター的機能の充実＞

特別支援学校のセンター的機能として、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援の方法（アセスメントを含む）、「個別の教育支援計画」等の作成、関係機関との連携等に関する助言又は援助を行うこと等があります。各学校の担当者で構成する連絡協議会を設置し、センター的機能の充実に努めます。

＜センター的機能発揮のための校内支援体制の整備＞

特別支援学校がセンター的機能を十分に発揮するため、障害の特性等について専門的な

知識を有する専門指導員を任命し、地域の小・中学校等からの要請に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう校内体制の条件整備に努めます。

【取組】

項 目	県教育委員会	市町村教育委員会	特別支援学校
地域における教育と福祉との連携	・関係機関等と連携しての相談窓口一覧表の作成・周知	・関係機関や保護者等への相談窓口一覧表の配布、周知	・地域自立支援議会の積極的な活用 ・相談窓口の明確化
総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備	・連携・協力体制整備のための連携協議会の開催		・総合教育センターとの情報の共有化
センター的機能の充実	・センター的機能の明確化のための連絡協議会の開催	・センター的機能の理解と活用に関する小・中学校等への指導・助言	・地域の実情に合わせたセンター的機能の充実
センター的機能発揮のための校内支援体制の整備	・センター的機能充実のための条件整備		・センター的機能充実のための校内体制整備

(4) 高等部教育の充実

【現状と課題】

特別支援学校では、中学校を卒業して高等部に入学する軽度の知的障害のある生徒の入学後において、「個別の教育支援計画」等の情報の適切な引継ぎが十分でない状況があります。また、高等部において、将来の充実した生活を送ることができるよう、引き続き教育内容等の充実が求められています。

卒業後に企業等への就労を希望する生徒の増加に対応するため、就労による社会自立を目指す高等支援学校や職業コースを設置し、職業教育の充実につながる教育課程の改善工夫を進めています。

また、本県における特別支援学校高等部卒業生の就職率は全国平均を下回る状況でしたが、平成23年度は33.3%となり、全国平均を上回りました。

新学習指導要領ではキャリア教育(※3)の充実が求められ、本県でも早期からの職場体験を実施していますが、まだ十分とは言えない状況があり、児童生徒一人一人の卒業後の生活を見据えた取組を全学部において進めていく必要があります。また、高等部では、年間を通じた企業等での実習や、地域とつながり地域に貢献する実習等、教育課程の改善によるキャリア教育の充実がさらに求められています。

今後、企業等と県下の特別支援学校がより一層信頼関係を構築する中で、卒業後の自立と社会参加をめざすことが大切です。さらに、実習先や就労先の拡大に向け、産業界等との協働による企業等との各種協議会等の開催により、こうした取組の重要性を社会に発信していくことも求められています。

また、重度の障害のある生徒については、地域の中で卒業後のQOL（生活の質）の向上を図ることができるようにするために、地域の自立支援協議会や事業所等との連携・協力による、早期からの地域生活への移行支援と進路先の確保が課題となっています。

- 中学校等からの生徒の情報の引継ぎの充実
- キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実
- 就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力
- 重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障

【基本的な考え方】

<中学校等からの生徒の情報の引継ぎの充実>

高等部入学後に、中学校等の必要な指導・支援を適切に引き継ぐことができるよう、高等部入学に際して、中学校等が作成する「個別の教育支援計画」等による引継ぎを求めます。

＜キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実＞

各学校においては、生徒一人一人が卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めることができるよう、キャリア教育の視点を踏まえ、卒業後のQOL（生活の質）の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。

また、複数の種類の障害を併せ有する生徒については、専門的な知識や技能を有する教員の協力の下に指導を行うことや、必要に応じて医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、指導・支援の充実に努めます。

＜就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力＞

全ての特別支援学校において、実社会からの学びができる地域型の実習の研究、校内検定の実施や各種の資格取得などを通して、職業教育に関する教育課程の改善・充実に努めるとともに、引き続き、早期からの職場体験の拡充とキャリア教育の充実に努めます。また、教員の指導力を育成するために、企業等への内地留学や、総合教育センターにおける就労支援に対応した研修講座を実施します。

また、関係機関と協働して、就労に関する協議会を開催します。高等部に配置している就労支援アドバイザー等が開拓した就労先や実習先の情報については、学校間での情報を共有します。

＜重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障＞

重度の肢体不自由等のある生徒について、保健、福祉等関係機関との連携を促進します。進路先における支援の継続を図るため、保護者と共通理解をした上で、「個別の教育支援計画」等が福祉施設等の進路先へ円滑に引き継がれるよう働きかけます。

また、地域の自立支援協議会等の協力を得て、肢体不自由連携協議会を開催するとともに、特別支援学校を中心とした地域ごとの生活介護事業所説明会等を実施することにより、卒業後の進路を充実させ、卒業後のQOL（生活の質）の向上を図る取組を進めます。

【取組】

項 目	県教育委員会	特別支援学校
中学校等からの生徒の情報の引継ぎの充実 （達成目標） ＊高等部入学に際して、「個別の教育支援計画」等による引継ぎを行った入学者の割合 57.4% (H24) →100% (H29)	・高等部入学に際して、中学校が作成する「個別の教育支援計画」等の引継ぎの要請〔H25～〕	・中学校等との連携
キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実	・キャリア教育の視点を踏まえた指導・助言 ・校内研修等に指導主事を派遣しての指導・助言	・キャリア教育の視点を踏まえた校内研修等の実施

<p>就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力</p> <p>(達成目標)</p> <p>*企業等へ就職した高等部卒業生の割合</p> <p>33%(H23)</p> <p>→40%(H28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「倉敷地域等新設特別支援学校職業コース」設置〔H26～〕 ・職業教育の改善についての指導 ・早期からの職場体験の推進 ・総合教育センターにおける研修の充実〔H26～〕 ・関係機関と連携した協議会等の開催 ・「就労支援アドバイザー」等の配置 ・就労支援データベースによる情報管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等支援学校、職業コース等における職業教育の取組 ・職業教育の改善 ・早期からの職場体験の実施 ・総合教育センターにおける研修への参加〔H26～〕 ・企業との連携会議等の開催〔H25～〕 ・「就労支援アドバイザー」等の活用 ・就労支援データベースによる情報共有
<p>重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由連携協議会の開催 ・生活介護事業所説明会への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自立支援協議会や事業所等との連携・協力 ・生活介護事業所説明会の開催 ・「個別の教育支援計画」等を活用したケース会議の実施等による進路先への情報の引継ぎ

※3 「キャリア教育」とは、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育のことです。特別支援学校においては、児童生徒の実態に応じて、就労のみにとらわれず、自分でできることを増やしていこうとする態度・意欲をはぐくみ、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度を、障害の特性や発達段階に応じて育成する教育としてとらえています。

2 就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

(1) 就学前における支援の充実

【現状と課題】

平成24年度に実施した本県独自の調査（特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況調査：県内の公立の小中学校等の通常の学級に在籍する児童生徒等のうち発達障害と診断された者に加え特別な支援を必要とする児童生徒等の状況を把握する調査）（以下、「県調査」という。）によると、県内の公立幼稚園（5歳児を対象）では、各園で把握している特別な支援を必要とする幼児の割合は、14.8%と平成20年度に比べ大幅に増加していることが明らかになり、就学前の早期からの適切な支援の充実が求められています。（平成20年度：8.8%）

障害のある幼児児童生徒の就学指導に当たっては、就学後の継続した教育相談の在り方等も含めた検討が求められています。現在、国において検討が進められているインクルーシブ教育システムに係る動向を注視していく必要があります。

県教育委員会では、巡回就学相談会や就学指導に関する連絡協議会を開催するとともに、早期からの教育相談や市町村における就学相談体制の整備など、市町村教育委員会を支援する取組を進めてきました。しかし、市町村によっては、就学指導委員会の機能が十分に発揮されていない等の現状があり、特に特別支援学校への就学にあたっては、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズにより適切に対応したものになるよう、取組を進めていく必要があります。

また、県教育委員会では、就学前からの支援の継続を図るため、幼稚園等における「個別の教育支援計画」等の様式を示し、普及に取り組んできました。しかし、「個別の教育支援計画」等を作成している幼稚園等は、まだ少なく、就学前の支援に関する情報が小学校等へ円滑に引き継がれていない現状があります。

- 早期支援のための関係機関との連携
- 幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 就学指導の充実
- 就学前からの支援の継続、学校園間の連携

【基本的な考え方】

<早期支援のための関係機関との連携>

特別な支援を必要とする乳幼児に早期からの支援を行うためには、まず、保護者を支援できる園の体制整備や、地域の保健師、福祉等の相談支援機関等の情報提供が必要です。幼稚園等は保護者の気持ちを受けとめながら教育相談を実施し、地域の相談支援の情報提

供を行うとともに、指導・支援の充実に努めます。そのためには、教育・保健・福祉等の地域の関係機関との連携のもとに、幼稚園等において、保護者と共に「個別の教育支援計画」等を作成し活用することが必要であるため、作成・活用に向けて市町村教育委員会への助言・援助を行います。

＜幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上＞

幼稚園等においては、特別な支援を必要とする乳幼児への適切な支援を行うことが必要です。

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、教職員が早い段階で障害に気づき、特別支援教育の視点をもって指導・支援にあたることができるようにするため、研修を実施して、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、就学前についての指導資料を作成し周知します。

＜就学指導の充実＞

地域の保健・福祉等関係機関の協力を得ながら、相談機関の一覧や就学手続き等を示したパンフレットを作成し、就学に関する情報を保護者に分かりやすく提供します。

また、市町村教育委員会による保護者への情報提供、学校への指導・助言等により、適切な就学指導ができるよう、連絡協議会を開催します。また、保護者が早期から身近な地域で相談ができるよう、市町村教育委員会に対して、地域の保健・福祉等の相談機関と連携した就学相談会の実施を働きかけます。

特別支援学校への就学については、就学前の在籍校・園等での支援の状況や、将来に向けた教育的ニーズがより明確になるよう、「個別の教育支援計画」(※4)及び「個別の指導計画」(※5)またはそれらの役割を併せ持つ「個別支援シート」(※6)（以下「個別の教育支援計画」等という。）による引継ぎが行われるよう指導していきます。

知的障害児施設に入所する児童生徒については、障害の状態によって、特別支援学校に就学している現状がありますが、入所する知的障害児施設の住所地を学区とする公立小・中学校等への就学の可能性や必要性について、市町村教育委員会に働きかけます。

＜就学前からの支援の継続、学校園間の連携＞

地域の保健、福祉等関係機関と連携し、幼稚園等における「個別の教育支援計画」等の作成と活用を促進します。また、就学前の支援の継続を図るため、保護者と共通理解をした上で、「個別の教育支援計画」等が小学校等へ円滑に引き継がれるよう働きかけます。

【取組】

項 目	県教育委員会	市町村教育委員会	学校（幼稚園等）
早期支援のための関連機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 「個別の教育支援計画」等の作成・活用の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 「個別の教育支援計画」等の作成・活用の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との教育相談の実施 「個別の教育支援計画」等の作成・活用 相談支援機関の情報提供と引継ぎ

(続き)		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による幼稚園等への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した適切な指導・支援
幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・専門指導員派遣事業等による校内研修やケース会議等への支援 ・総合教育センターによる研修の充実 ・指導資料の作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の実践力向上のための研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校のセンター的機能等を活用した校内研修の充実 ・研修会等への参加
就学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に関する情報の保護者向けパンフレットの作成 ・就学指導に関する協議会等の開催 ・市町村教育委員会による就学相談会への助言、援助 ・特別支援学校への就学を希望する幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」等の引継ぎの要請〔H25～〕 ・知的障害児施設の入所児童生徒の適切な就学についての働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に関する情報の保護者向けパンフレットの配布と周知 ・就学指導に関する協議会等への参加 ・就学相談会の実施 ・「個別の教育支援計画」等の作成・活用についての指導・助言 ・知的障害児施設の入所児童生徒の適切な就学についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に関する情報の保護者向けパンフレットの配布と周知 ・就学指導に関する協議会等への参加 ・「個別の教育支援計画」等の作成・活用
就学前からの支援の継続、学校園間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」等の作成・活用、小学校等への円滑な引継ぎについての働きかけ ・関係機関との連携・協力体制の構築 ・幼稚園等と小学校との連携会議実施の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」等の作成・活用、小学校等への円滑な引継ぎについての指導・助言 ・関係機関との連携・協力体制の構築 ・幼稚園等と小学校との連携会議についての指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」等の作成・活用 ・「個別の教育支援計画」等を基礎資料とした小学校等への円滑な引継ぎ ・関係機関との連携・協力 ・幼稚園等と小学校との連携会議の実施

- ※4 「個別の教育支援計画」とは、学校が保護者とともに、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携に努めつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人一人について作成するものです。
- ※5 「個別の指導計画」とは、学校が児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」を踏まえて、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容・方法等を明示するものです。
- ※6 「個別支援シート」とは、幼稚園等が障害のある幼児の教育的ニーズや就学前の指導・支援の内容、方法や就学に関する情報等を明示するもので、指導・支援についての共通理解を深め、必要な支援を就学後へ円滑に引き継ぐ役割もあります。以前に提示していた「就学支援シート」と様式はほぼ同様ですが、「就学支援シート」が主として就学時の引継ぎのために作成するものであったのに対し、「個別支援シート」は「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の内容を併せ持つものとして、就学時の引継ぎのためだけでなく、幼稚園等における日々の指導・支援での活用を目指して作成するものとして位置付けています。

(2) 小・中学校における特別支援教育の充実

【現状と課題】

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒が増加しています。また、県調査によると、各学校で把握している通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の割合は、小学校9.5%、中学校で6.7%であり、平成20年度に比べ、大幅に増加していることから、その対応が一層必要となっています。(平成20年度：小学校6.1%、中学校3.8%)

県内全ての公立小・中学校では、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内支援体制の構築に向けた組織は整ってきていますが、各学校において、特別支援教育コーディネーターの役割が明確でなかったり、校内委員会が適切に開催されていなかったりする場合があるなど、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに十分に対応しているとは言えない現状があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している通常学級では、個に対する適切な指導・支援の充実に向けて教職員の課題意識は高まってきていますが、集団での活動や生活を基本とした学級経営、授業における指導・支援の適切な在り方等について、研究、実践の積み重ねが求められています。また、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の必要性については、全ての教職員が十分に共通理解しているとは言えず、一層の理解推進が課題となっています。また、特別支援教育支援員等との効果的な役割分担も求められています。

特別支援学級では、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数が急増するとともに実態が多様化しており、将来の社会生活を見通して、「自立活動」を教育課程上に位置付けることや、指導法の工夫、特別支援教育支援員の効果的な活用等が求められています。交流及び共同学習は、各学校で行われていますが、「個別の教育支援計画」等に明確に位置付け、将来の自立や社会参加に向けた取組にすることが求められています。現在、「個別の教育支援計画」等は、多くの特別支援学級において既に作成が進んできており、今後は効果的な活用に向けた取組が求められています。県教育委員会では、特別支援学級に在籍している全ての児童生徒に対して、その作成と活用が進むよう指導をしています。

小・中学校では、通級による指導を希望する児童生徒が増加しており、実態も多様化しています。通級指導教室は、現在、小学校に60教室設置され、中学校に3教室設置されています。また、通級指導教室担当者が他校の通級指導教室との兼務をしたり、地域における教育相談を行う拠点として活用したりする等の工夫を行っている地域もあります。

小・中学校における特別支援教育の充実を図るためには、就学前から高等学校卒業後までを見通した中での各学校における取組とともに、中学校区等を単位とした地域内の学校間で継続した取組も重要です。中学校区内での合同研修や連絡会の実施等により、学校間の連携・協力による指導・支援の充実を図ることが求められています。

これまででも、市町村教育委員会においては、児童相談所、医療機関等の関係機関との連

携を行い、各分野が持つ障害についての専門性を教育に取り入れることで、小・中学校における特別支援教育の充実に努めてきました。今後も、地域の自立支援協議会や発達障害者支援センター等と協力し、関係機関との連携に努めることが求められています。

また、各学校では、地域の人材等を活用し、教職員と協働して適切な指導・支援を行うことも求められています。

- 校内支援体制の機能化
- 特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり
- 特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実
- 交流及び共同学習の充実
- 通級指導教室の充実
- 中学校区等における学校間連携の促進・強化
- 関係機関との連携による特別支援教育の充実
- 特別支援教育支援員等の効果的な活用
- 地域人材等の活用

【基本的な考え方】

＜校内支援体制の機能化＞

各学校において適切な指導・支援を行うためには、校長のリーダーシップの下、全教職員が、特別支援教育に関する専門性を高めることが必要です。また、校内支援体制の機能化に向け、特別支援教育コーディネーターの役割を明確にするとともに、校内委員会が適切に開催されるよう努めます。

総合教育センターにおいては、研修講座を行うとともに、各学校の実態に合った支援体制の構築を働きかけていますが、今後は、「個別の教育支援計画」等の作成と活用を促進し、一人一人に対応できる校内支援体制づくりについての指導をしていきます。また、特別支援学校の教員からなる専門指導員等を要請のあった学校等に派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応に関する指導・助言等を引き続き行います。

＜特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり＞

通常学級において特別な支援の必要な児童生徒の学習指導の充実を図るためには、障害特性に配慮した、授業づくりと学級づくりが不可欠であり、体制が整うよう市町村教育委員会とともに指導・助言を行います。また、発達障害のある児童生徒の多くが通常学級に在籍していることから、発達障害に関する研修の拡充や指導資料の作成により、指導・支援の充実を図ると共に、特別な支援を必要とする全ての児童生徒について、「個別の教育支援計画」等を作成し、職員間での共有に努めます。

＜特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実＞

特別支援学級に在籍する全ての児童生徒について、保護者との共通理解を図りながら「個

別の教育支援計画」等に基づいた指導が行われるよう努めます。その中でも、自立活動については、児童生徒の実態を的確に把握し、教育課程に明確に位置付けた上で指導を行うことが重要であり、研究協議会等を通して取組が進むよう努めます。特に、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、個別指導の充実と共に、大きな集団の中でも充実した学習や生活ができるよう、ソーシャルスキルトレーニング等により、人間関係の育成やコミュニケーション能力等、将来の社会生活において必要な力の育成に努めます。

また、小・中学校と特別支援学校との兼務や、人事交流を促進するとともに、研修の実施や指導資料の作成等により、教員の特別支援教育の専門性の維持と向上に努めます。

<交流及び共同学習の充実>

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を進め、共生社会の実現に向けた取組を進める上で重要な役割を担っています。効果的な交流及び共同学習を実施するためには、各学校において、教育的ニーズを踏まえた上で、全教職員の共通理解の下、「個別の教育支援計画」等に位置付けて、小学校低学年から取り組むことが必要です。その在り方について研究し、研究成果の普及に努めます。

<通級指導教室の充実>

通級による指導を希望する児童生徒の増加に対応するよう、通級指導教室の充実に努めます。また、発達障害等多様な教育的ニーズに対応した効果的な指導の充実に努めるために研究協議会を実施し、特別支援教育に関する専門性の確保と指導力の向上に努めるとともに、通級指導教室担当教員間の連携強化を図ります。また、児童生徒の在籍校と協力し、保護者との共通理解を図りながら、通級による指導を受けている全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」等の作成と活用を行うよう努めます。

<中学校区等における学校間連携の促進・強化>

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導・支援には、地域内での研修の充実や情報の共有化等の促進が大切です。中学校区等を単位とした幼稚園（保育所）・小学校・中学校等の学校間連携の促進が図られるよう、市町村教育委員会への助言、援助を行います。

<関係機関との連携による特別支援教育の充実>

関係機関が持つ専門性について情報提供に努めると共に、地域における関係機関との連携・協力体制の充実が図られるよう、市町村教育委員会への助言、援助を行います。

<特別支援教育支援員等の効果的な活用>

適切な指導・支援を行うために、特別支援教育支援員等の効果的な活用がなされるよう、支援員活用の手引きの作成や、支援員を対象とした研修会の開催などを市町村教育委員会に働きかけます。その際、単独では研修会の開催等が難しい町村教育委員会に対しては、情報提供等による支援を行います。

<地域人材等の活用>

教員OB等の地域人材や大学生を小・中学校の特別支援学級等で活用できるよう、市町村教育委員会等と連携し、人材活用のための仕組みづくりに努めます。

【取組】

項 目	県教育委員会	市町村教育委員会	学 校
<p>校内支援体制の機能化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任等を対象とした研修の充実 ・総合教育センターによる市町村を中心とした校内支援体制の機能化に関する指導 ・専門指導員派遣事業の充実 ・特別支援学級等教育課程研究協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」等の作成と活用についての指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」等の作成と活用 ・「個別の教育支援計画」等に基づく適切な指導・支援の工夫 ・総合教育センターが行う学校支援等を活用した校内支援体制の機能化 ・専門指導員派遣事業等を活用した校内研修等の工夫 ・特別支援学級等教育課程研究協議会への参加
<p>特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり (達成目標)</p> <p>*公立小中学校等で通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小学校 8.0% (H24) →100% (H29) ・公立中学校 5.9% (H24) →100% (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料作成による授業改善 ・総合教育センターによる研修の充実 ・指定校における授業づくりや集団づくりの研究の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料等を活用した指導・助言 ・中学校区における研修会の工夫 ・指定校における授業づくりや集団づくりの研究への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の工夫 ・総合教育センター等での研修への参加 ・指定校における授業づくりや集団づくりの研究

特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等教育課程研究協議会の実施 ・指導資料の作成による授業改善 ・特別支援学校との人事交流 ・特別支援学校との兼務 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料を活用した取組への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等教育課程研究協議会への参加 ・指導資料を活用した指導の工夫・改善
交流及び共同学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習についての研究 ・研究指定校の研究成果の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会と連携した指導、助言 ・研究指定校の研究成果の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校の研究成果を活用した指導の工夫・改善
通級指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室担当教員を対象とした研修の充実 ・特別支援学級等教育課程研究協議会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室の指導・運営の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室担当者の研修への参加 ・特別支援学級等教育課程研究協議会への参加
中学校区等における学校間連携の促進・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区等における学校間連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区単位での学校間連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区での研修会や連絡会等への参加
関係機関との連携による特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広域特別支援連携協議会等を活用した関係機関との連携・協力体制の構築 ・市町村教育委員会への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会や発達障害者支援センター等の関係機関との連携・協力体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・協力から得られた情報を基にした指導・支援の充実
特別支援教育支援員等の効果的な活用 (達成目標) *支援員を対象とした研修会を実施している市町村教育委員会の割合 76% (H24) →100% (H29)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員等を対象とする研修会への指導主事等の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員等の配置 ・支援員活用の手引きの作成、支援員対象の研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員等の効果的な活用のための校内体制整備
地域人材等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材や大学生の人材活用のための仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材や大学生の人材活用のための仕組みの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた地域人材や大学生の活用

(3) 高等学校における特別支援教育の充実

【現状と課題】

県調査では、各学校が把握している特別な支援を必要とする生徒の割合は、全体で3.2%（全日制2.1%、定時制24.0%）であり、平成20年度に比べ、大幅に増加しており、発達障害を含む特別な支援を必要とする生徒一人一人に対して、学習や生活面における適切な指導・支援を行うことが一層求められています。（平成20年度、全体1.9%、全日制1.2%、定時制13.8%）

こうした中で、高等学校においても、教職員の特別支援教育に関する理解や校内支援体制の整備が進んできています。各学校では、既に各種委員会等が組織されており、その運営に特別支援教育の観点を取り入れている学校も増え、学校全体で特別支援教育を推進する体制整備が整ってきています。しかしながら、教職員の理解を一層促進することや、適切な指導・支援を継続するための中学校との接続や連携が課題となっています。

中学校において、自閉・情緒障害学級や通級指導教室等での指導・支援の対象となっていた生徒や、通常学級に在籍していた発達障害等のある生徒が近年増加しており、そうした生徒の多くが高等学校に進学する現状がありますが、集団での学習や生活になじむことができない等の理由から、高等学校進学後に不登校や中途退学等につながる場合もあります。

こうしたことから、義務教育終了後に必要な学習習慣や生活ルール等を身に付けておくことができるよう、小・中学校等における指導・支援を充実させていく必要があるとともに、高等学校において、発達障害をはじめとする障害のある生徒の特性に配慮した指導方法等の工夫や教育内容等についての研究を進めていく必要があります。

また、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の卒業後の生活を見据え、キャリア教育を充実させるとともに、必要に応じて、医療・福祉・労働等関係機関との連携を図りながら、教育相談や就労や進学などの進路指導等の充実を図ることが求められています。

県教育委員会では、県立高等学校に在籍する発達障害のある生徒のため、校内支援体制の整備や効果的な指導方法の研究に取り組む推進校を平成20年度から指定し、全ての県立高等学校で実施しました。5年間の成果として、障害特性等への全教職員の理解が進むとともに、「個別の教育支援計画」(※)の作成と活用、引継ぎの重要性が明らかになりました。

この成果に基づき、今後も、特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実に向け、継続して研究を進めていく必要があります。

特に、定時制高等学校では、特別な支援を必要とする生徒の割合が高いことから、こうした成果を生かし、関係機関と連携した支援の充実が必要です。

- 特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進
- 各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり
- 中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり
- 特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実

【基本的な考え方】

＜特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進＞

総合教育センター等での研修を充実させ、特別支援教育や発達障害に関する教職員の理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターやミドルリーダーの養成に努めます。

各学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心として、全教職員の理解促進に努めます。また、特別支援学校の教員からなる専門指導員等を要請のあった学校に派遣し、特別な支援を必要とする生徒への適切な対応に関する指導・助言等を行います。

特に定時制高等学校については、適切な指導・支援の充実が急務であることから、県教育委員会では、設置者である市教育委員会と連携し、教員を対象とした研修の充実や、専門指導員の派遣等により支援します。

＜各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり＞

総合教育センターでは、特別支援教育コーディネーターの養成及びスキルアップのための研修を実施します。また、特別支援教育推進の中心となる教員について、高等学校と特別支援学校との兼務や人事交流、特別支援教育総合研究所等での研修の機会の設定を通して、教職員の専門性の向上に努め、高等学校の特別支援教育の充実を図ります。

また、生徒の卒業後の社会自立に向けて、インターンシップなど校内外の教育活動の充実とともに、教育相談や生徒指導、進路指導等に特別支援教育の観点を取り入れ、発達障害者支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援体制が整備されるよう、助言や情報提供を行います。

＜中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり＞

特別な支援を必要とする生徒に対して、入学後の指導・支援の方針を早期に立てられるよう、中学校からの情報の引継ぎについて、市町村教育委員会や校長会等の協力を得ながら進めます。特に、特別支援学級に在籍していた生徒や通級による指導を受けていた生徒については、中学校で作成している「個別の教育支援計画」等を高等学校へ引き継ぐことにより、全教職員の共通理解のもとで、必要な指導・支援が行われるよう指導します。

また、特別な支援を必要とする生徒の入学選抜については、その手続きに関し、入学選抜実施要項説明会等において、中学校の進路指導担当者等への周知に努めます。

＜特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実＞

中学校から引き継いだ情報をもとに、個々の教育的ニーズを踏まえた「個別の教育支援計画」が作成されるよう、総合教育センターにおける研修を充実させるとともに、各学校

に指導主事や専門指導員等を派遣し、具体的な作成の仕方等の指導・助言を行うことにより、特別な支援を必要とする全ての生徒について「個別の教育支援計画」の作成と活用が行われるよう努めます。

また、生徒の移動介助等のため、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなどして、支援の充実を図ります。発達障害のある生徒に対しては、中学校との連携や、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりや評価方法の工夫等について、推進校の指定による研究を行い、先進的な取組を進めるとともに、その成果を提供して各学校における指導・支援の改善を図るよう、指導・助言に努めます。

また、そうした研究成果等を踏まえ、少人数指導や効果的なティームティーチング等による一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援について研究します。

【取組】

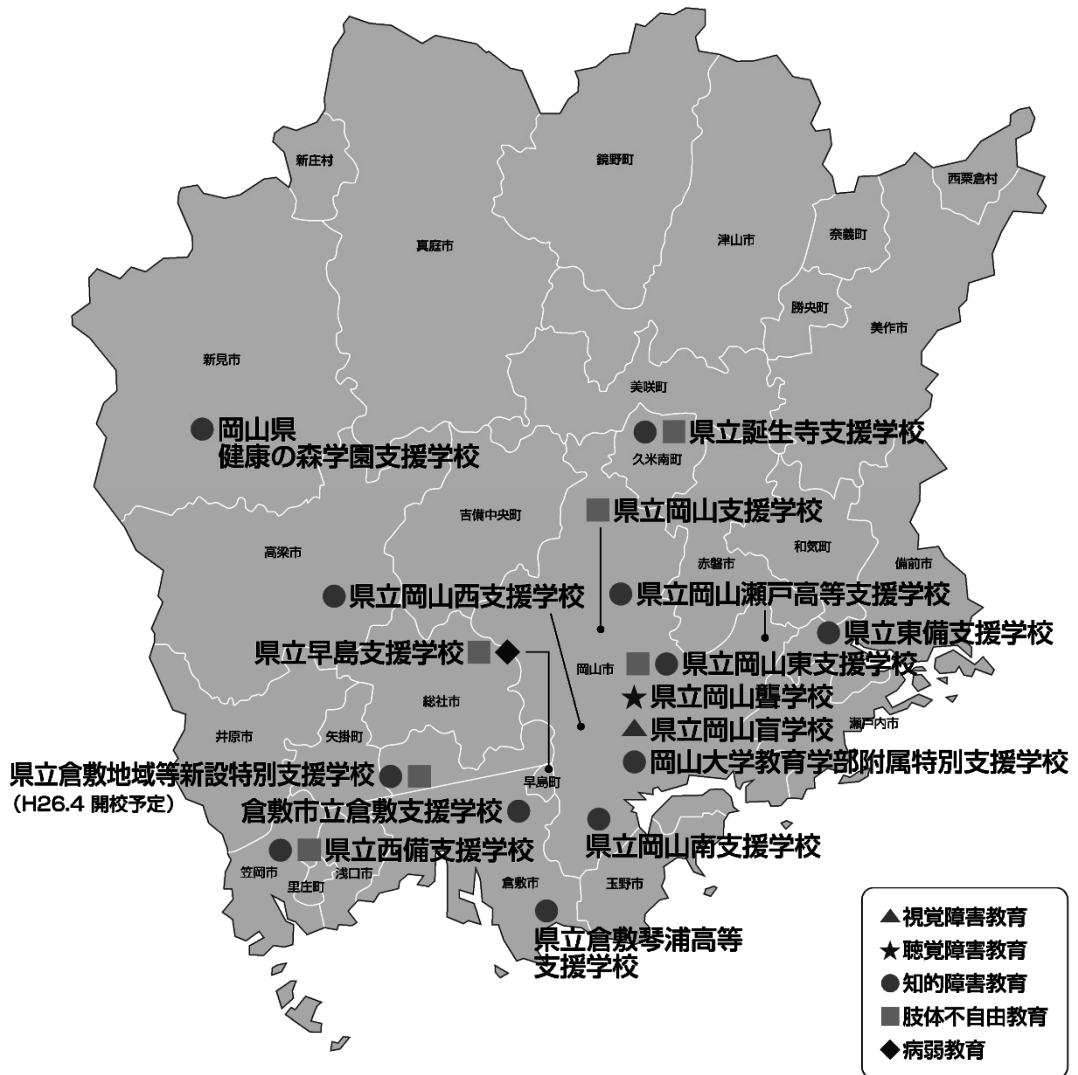
項 目	県教育委員会	市町村教育委員会	学 校
特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 総合教育センターによる研修の充実 発達障害等連絡協議会の開催 専門指導員の派遣 		<ul style="list-style-type: none"> 校外研修への参加と校内研修の開催 発達障害等連絡協議会への参加 専門指導員派遣事業の活用
各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター研修の充実 管理職対象の特別支援教育に関する研修講座の実施 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等への派遣 特別支援学校との兼務・人事交流 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター研修等への参加 校内委員会やケース会議の実施 発達障害者支援センター等の関係機関との連携 インターンシップやボランティア活動などの社会貢献活動等の実施 特別支援教育の観点を取り入れた指導・支援の充実
中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 情報引継ぎについての理解促進 入学者選抜における特別な配慮等についての手続きの周知 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校への情報引継ぎに関する中学校への指導 	<ul style="list-style-type: none"> 手引きに基づいた中学校との情報の引継ぎ

<p>特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実</p> <p>(達成目標)</p> <p>* 公立高等学校で特別な支援を必要とする生徒のうち、「個別の教育支援計画」を作成している生徒の割合</p> <p>10.7% (H24)</p> <p>→100% (H29)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」の作成に関する指導・助言 ・総合教育センターにおける研修の実施 ・総合教育センターにおける発達障害に関する指導資料の作成 [H25] ・推進校による実践研究成果の普及 ・指導・支援の改善についての指導・助言 ・一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援についての研究の推進 ・定時制高等学校の教員に対する研修の実施や専門指導員の派遣等による支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」の作成に関する指導・助言 ・定時制高等学校の教員に対する研修の実施や支援体制の充実に向けた指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」の作成と活用 ・総合教育センター等における研修への参加 ・教育相談、進路指導の充実 ・推進校による実践研究 ・特別支援教育の観点を取り入れた指導・支援の充実
--	--	---	--

※高等学校における「個別の教育支援計画」とは、小・中学校における「個別の指導計画」の機能を併せ有するもので、障害のある生徒の教育的ニーズや学校生活全般における指導・支援の内容、方法、連携する関係機関との役割分担等を明示するものです。

【参考資料】

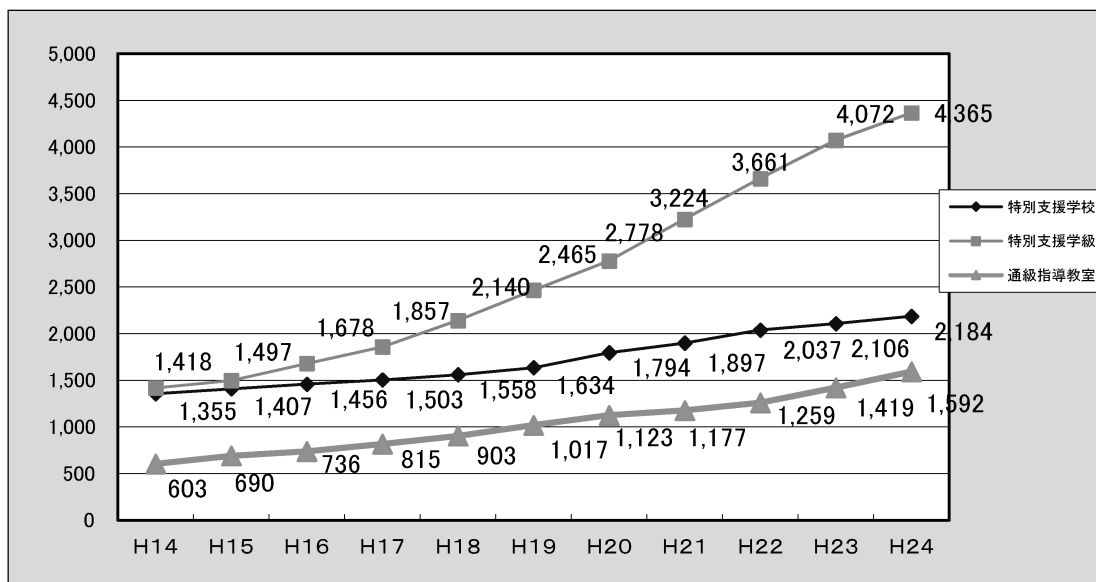
特別支援学校の配置図（平成24年4月1日現在）



特別支援学校等の児童生徒数の推移

H24.5.1現在

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
特別支援学校	1,355	1,407	1,456	1,503	1,558	1,634	1,794	1,897	2,037	2,106	2,184
特別支援学級	1,418	1,497	1,678	1,857	2,140	2,465	2,778	3,224	3,661	4,072	4,365
通級指導教室	603	690	736	815	903	1,017	1,123	1,177	1,259	1,419	1,592
合計	3,376	3,594	3,870	4,175	4,601	5,116	5,695	6,298	6,957	7,597	8,141



特別支援学校等在籍児童生徒の全児童生徒数に占める割合の推移<義務教育>

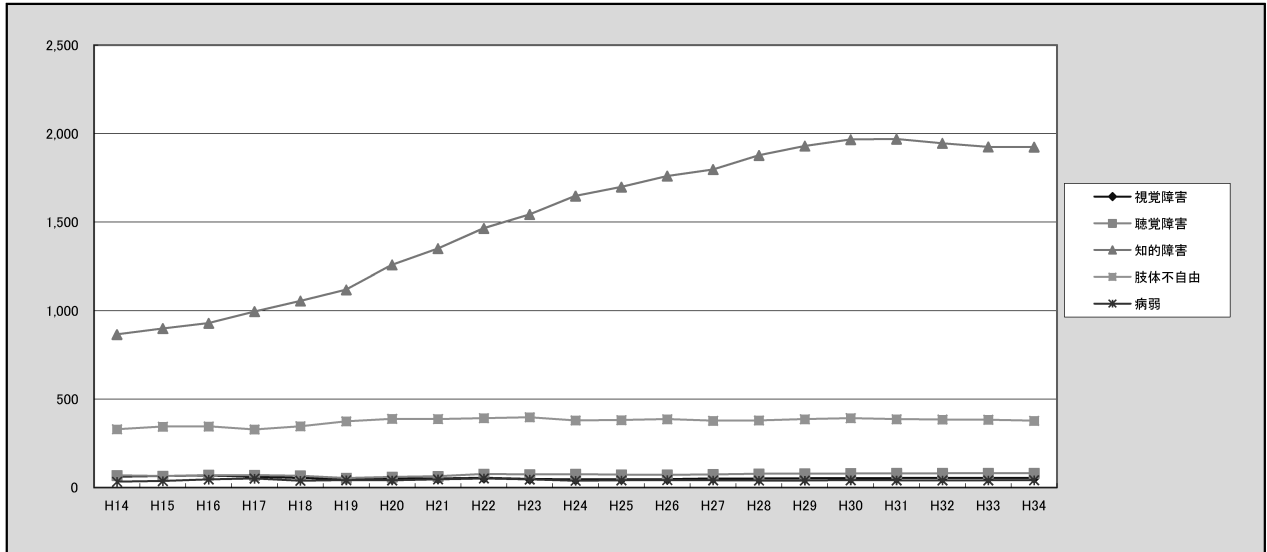
H24.5.1現在

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小・中学校全児童生徒数		175,665	173,564	172,315	171,833	171,097	170,904	170,786	170,332	168,471	166,938	164,747
特別支援教育対象児童生徒数		2,786	2,977	3,218	3,513	3,938	4,432	4,914	5,454	6,019	6,609	7,072
全児童生徒数に占める割合		1.59%	1.72%	1.87%	2.04%	2.30%	2.59%	2.88%	3.20%	3.57%	3.96%	4.29%
特別支援教育対象児童生徒数の内訳	特別支援学校	在籍者数 765	790	804	841	895	950	1,013	1,053	1,099	1,118	1,115
	全児童生徒数に占める割合	0.44%	0.46%	0.47%	0.49%	0.52%	0.56%	0.59%	0.62%	0.65%	0.67%	0.68%
	特別支援学級	在籍者数 1,418	1,497	1,678	1,857	2,140	2,465	2,778	3,224	3,661	4,072	4,365
全児童生徒数に占める割合	0.81%	0.86%	0.97%	1.08%	1.25%	1.44%	1.63%	1.89%	2.17%	2.44%	2.65%	
通級指導教室	在籍者数 603	690	736	815	903	1,017	1,123	1,177	1,259	1,419	1,592	
全児童生徒数に占める割合	0.34%	0.40%	0.43%	0.47%	0.53%	0.60%	0.66%	0.69%	0.75%	0.85%	0.97%	

特別支援学校障害部門別在籍者数の推移

H24.5.1現在

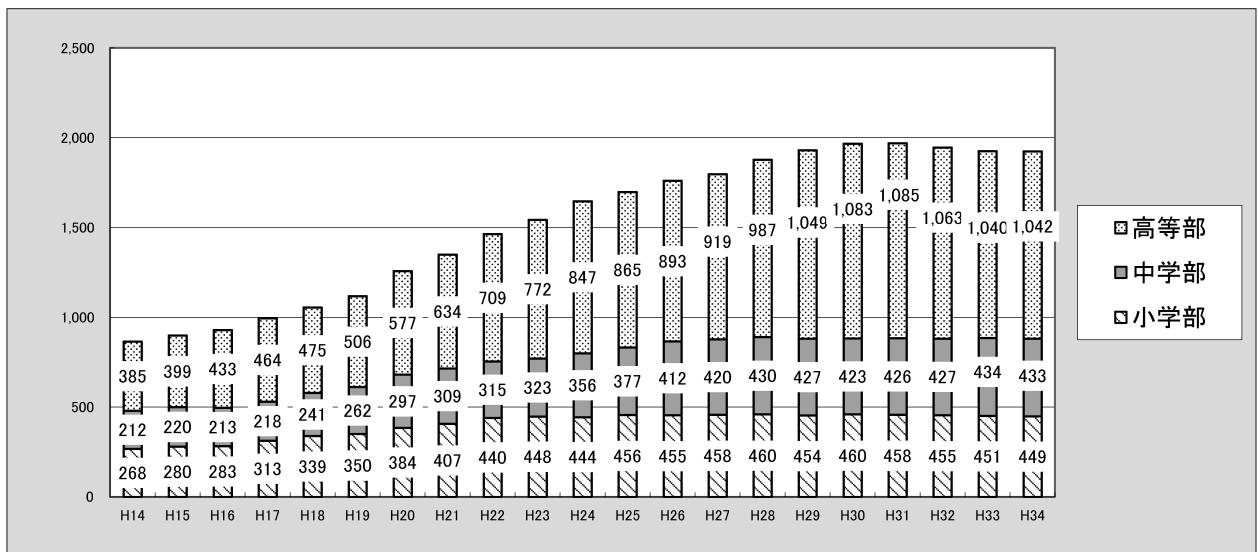
	実数値											推計値(H24時点推計)									
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
視覚障害	61	64	67	61	53	48	49	51	54	48	45	47	47	51	50	52	53	53	54	53	54
聴覚障害	68	64	70	69	66	53	59	63	76	73	75	72	71	74	77	78	79	80	80	81	81
知的障害	865	899	929	995	1,055	1,118	1,258	1,350	1,464	1,543	1,647	1,698	1,760	1,797	1,877	1,930	1,966	1,969	1,945	1,925	1,924
肢体不自由	329	344	345	328	346	374	388	387	392	397	379	381	386	377	379	386	392	386	384	383	377
病弱	32	36	45	50	38	41	40	46	51	45	38	40	42	40	39	39	41	40	40	40	41
合計	1,355	1,407	1,456	1,503	1,558	1,634	1,794	1,897	2,037	2,106	2,184	2,238	2,306	2,339	2,422	2,485	2,531	2,528	2,503	2,482	2,477



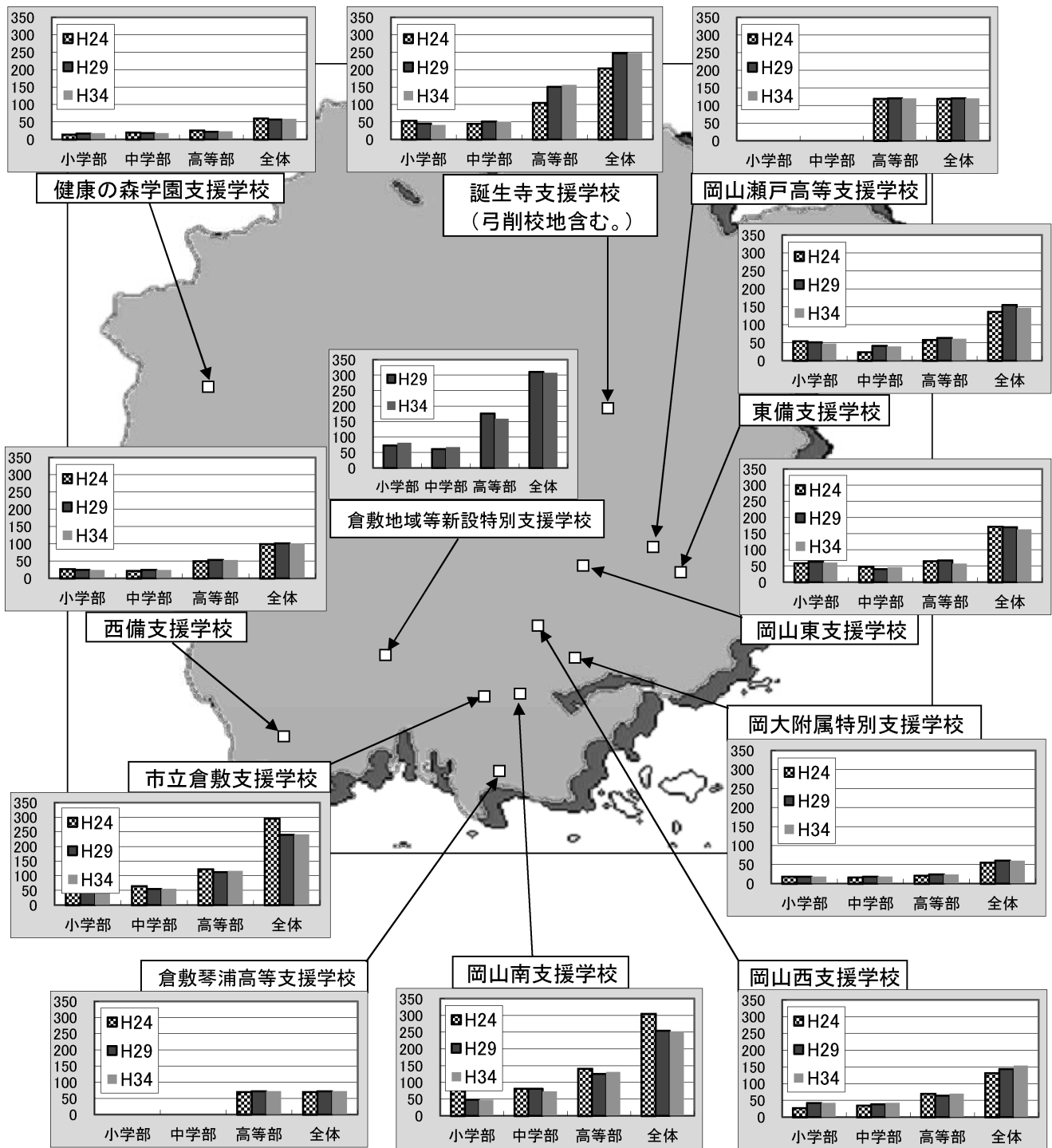
知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移

H24.5.1現在

	実数値											推計値(H24時点推計)									
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
小学部	268	280	283	313	339	350	384	407	440	448	444	456	455	458	460	454	460	458	455	451	449
中学部	212	220	213	218	241	262	297	309	315	323	356	377	412	420	430	427	423	426	427	434	433
高等部	385	399	433	464	475	506	577	634	709	772	847	865	893	919	987	1,049	1,083	1,085	1,063	1,040	1,042
合計	865	899	929	995	1,055	1,118	1,258	1,350	1,464	1,543	1,647	1,698	1,760	1,797	1,877	1,930	1,966	1,969	1,945	1,925	1,924



知的障害特別支援学校学校別児童生徒数推計



注) 平成29年度及び平成34年度の各特別支援学校の児童生徒数は、県内各市町村単位の0～14歳の年齢別人口や特別支援学校在籍者数、小・中学校特別支援学級の在籍者数及び卒業者の進路状況をもとに「倉敷地域等新設特別支援学校」の入学者見込を加味して推計したものです。

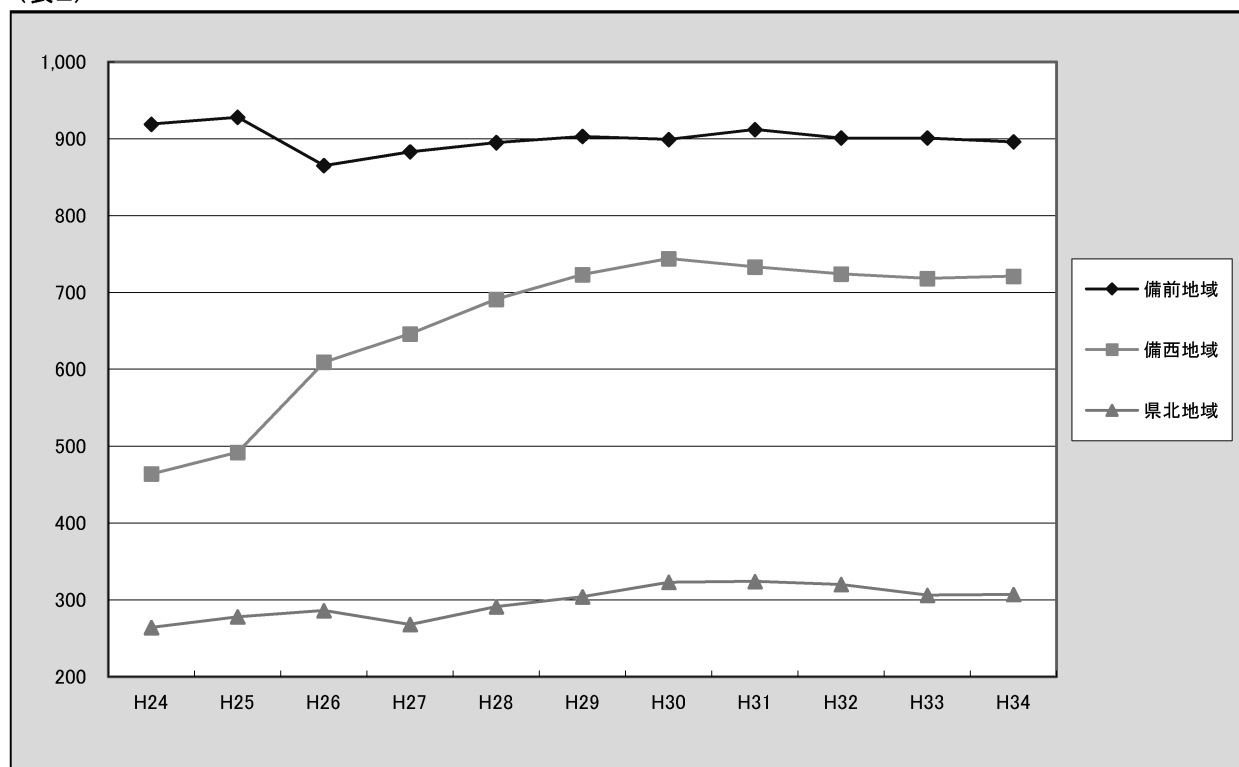
知的障害特別支援学校地域別児童生徒数推計

(表1)

(平成24年5月1日現在の児童生徒数を基礎とした推計)

区分		H24年度	H29年度推計	H34年度推計	学校名
備前地域	小学部	241人	222人 (△19)	215人 (△7)	岡山西支援 岡山東支援
	中学部	204	218 (14)	218 (0)	岡山南支援
	小・中学部	445	440 (△5)	433 (△7)	岡山瀬戸高等支援 (H21)~
	高等部	474	463 (△11)	463 (0)	東備支援 岡大附属支援
	計	919	903 (△16)	896 (△7)	
備西地域	小学部	135人	170人 (35)	175人 (5)	倉敷琴浦高等支援 (H22)~
	中学部	87	140 (53)	146 (6)	西備支援
	小・中学部	222	310 (88)	321 (11)	市立倉敷支援
	高等部	242	413 (171)	400 (△13)	倉敷地域等新設特別支援 (H26)~
	計	464	723 (259)	721 (△2)	
県北地域	小学部	68人	62人 (△6)	59人 (△3)	誕生寺支援
	中学部	65	69 (4)	69 (0)	健康の森学園支援
	小・中学部	133	131 (△2)	128 (△3)	
	高等部	131	173 (42)	179 (6)	
	計	264	304 (40)	307 (3)	
合計		1,647人	1,930人 283	1,924人 (△6)	

(表2)



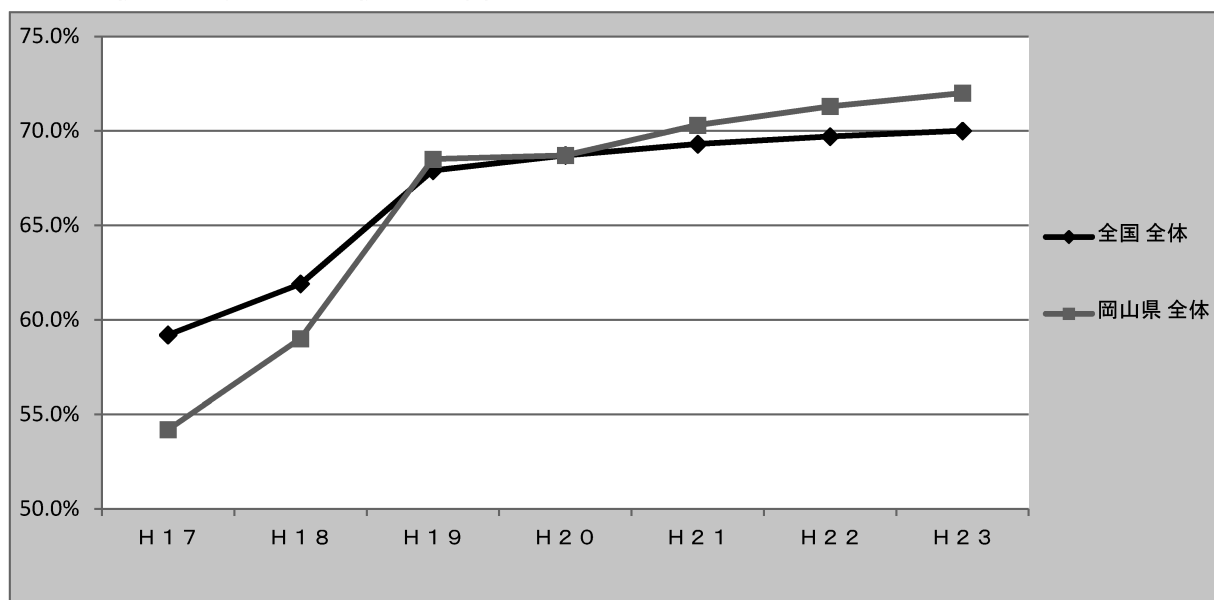
特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全国	全体	59.2%	61.9%	67.9%	68.7%	69.3%	69.7%	70.0%
岡山県	全体	54.2%	59.0%	68.5%	68.7%	70.3%	71.3%	72.0%
障害種別	視覚障害	55.8%	56.6%	72.5%	70.6%	70.8%	65.3%	58.3%
	聴覚障害	36.2%	41.7%	47.8%	44.4%	59.1%	52.2%	52.1%
	知的障害	52.0%	57.9%	72.5%	70.6%	72.7%	73.9%	76.3%
	肢体不自由	62.5%	65.5%	65.5%	69.5%	68.0%	72.7%	68.2%
	病弱	42.9%	54.2%	63.6%	66.7%	70.8%	54.2%	72.9%

(注1)「免許状保有状況」は、各年度5月1日現在の公立特別支援学校本務教員のうちの教諭(校長、副校長、教頭、助教諭、講師、養護教諭及び養護助教諭を除く)の当該障害種の免許状保有者及び当該障害種の自立教科等の免許状保有者の割合。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ。

(注2)対象の学校は、県立特別支援学校及び倉敷市立特別支援学校(岡山大学教育学部附属特別支援学校は除く)

<特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況(全国との比較)>



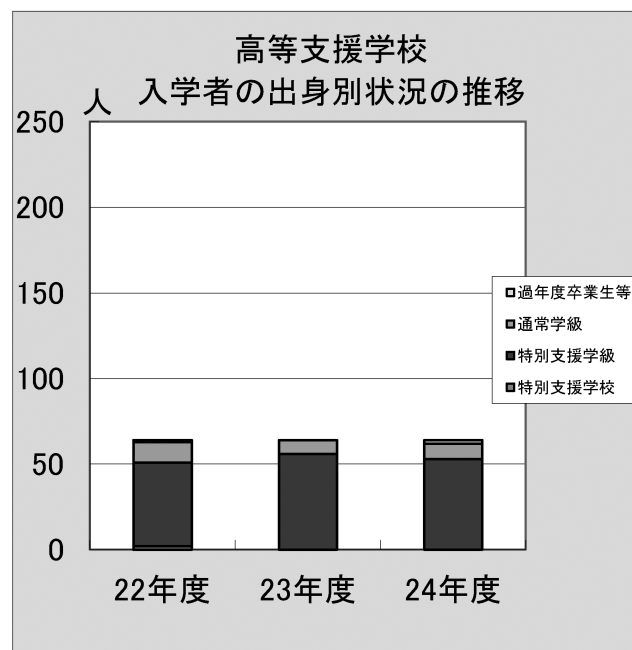
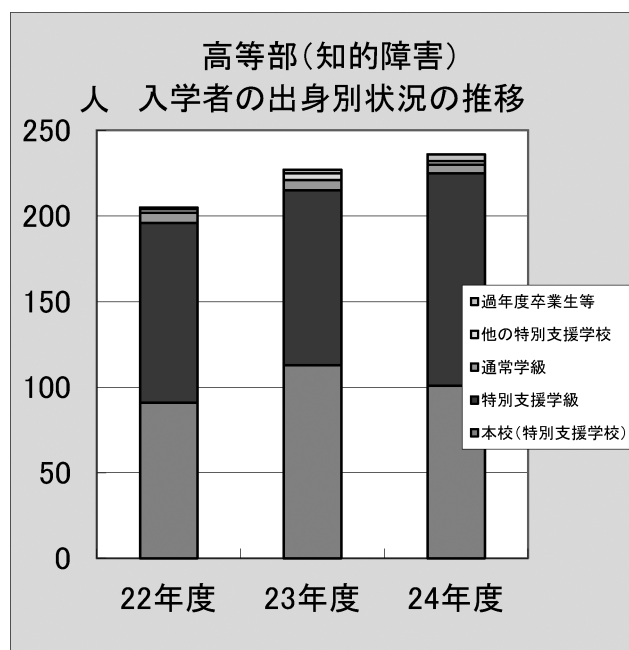
特別支援学校高等部入学者の状況

高等部(知的障害)

	22年度	23年度	24年度
本校(特別支援学校)	91	113	101
特別支援学級	105	102	124
通常学級	6	6	5
他の特別支援学校	2	4	2
過年度卒業生等	1	2	4
合 計	205	227	236

高等支援学校

	22年度	23年度	24年度
特別支援学校	2		
特別支援学級	49	56	53
通常学級	12	8	9
過年度卒業生等	1		2
合 計	64	64	64



特別支援学校高等部卒業者の進路状況

[岡山県]

年度	卒業生人数(A)	就職人数(B)	進学	訓練期間	福祉施設等	その他	[全 国]	
							就職率% B/A	全国就職率%
H19	203人	35人	7人	5人	130人	26人	17.2%	23.7
H20	216人	40人	4人	5人	151人	16人	18.5%	23.7
H21	228人	41人	1人	6人	166人	14人	18.0%	23.6
H22	283人	60人	7人	10人	192人	14人	21.2%	24.3
H23	280人	93人	4人	5人	176人	2人	33.3%	25.0

・平成22年度から、就労継続支援A型事業所利用者は「就職」として計上している。

参考 就労継続支援A型事業所とは、障害者自立支援法に基づく、障害者の雇用拡大を目的とした制度で、事業所と雇用契約を結び、最低賃金が保障されるものである。

特別な支援を必要とする児童生徒数等の状況(公立)

区 分	平成20年度		平成24年度	
	人数	割合	人数	割合
幼稚園	640	8.8%	951	14.8%
小学校	6,655	6.1%	9,636	9.5%
中学校	2,027	3.8%	3,518	6.7%
高等学校	743	1.9%	1,243	3.2%
(全日制)	447	1.2%	764	2.1%
(定時制)	296	13.8%	479	24.0%

※幼稚園については、5歳児のみを対象としている。

この調査は、特別な支援を必要とする児童生徒の状況を把握することにより、今後の幼稚園から高等学校までの一貫した指導・支援の充実を図るため、通常の学級に在籍する全ての児童生徒を対象に特別な支援が必要であると学校が把握したものである。

公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育体制整備状況

(調査基準日:各年度9月1日)

(%)

調査項目	幼稚園			小学校			中学校			高等学校		
	H23		H24	H23		H24	H23		H24	H23		H24
	全国	岡山県	岡山県	全国	岡山県	岡山県	全国	岡山県	岡山県	全国	岡山県	岡山県
1) 校内委員会の設置	89.8	78.9	98.6	99.9	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0
2) 実態把握の実施	98.5	98.6	100.0	98.8	100.0	100.0	97.2	100.0	100.0	83.4	82.1	92.6
3) 特別支援教育コーディネーターの指名	92.4	83.9	100.0	99.9	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	99.3	100.0	100.0
4) 個別の指導計画の作成	64.2	48.1	51.6	90.5	89.5	92.9	84.9	76.7	82.2	24.3	25.0	43.3
5) 個別の教育支援計画の作成	46.8	28.1	36.4	71.4	54.3	55.0	68.5	57.7	58.9	21.5	27.9	46.3
6) 巡回相談の活用	81.8	62.5	65.0	82.6	67.8	67.1	69.6	54.4	45.4	44.7	32.8	31.3
7) 専門家チームの活用	61.9	45.8	47.3	56.6	37.8	48.4	47.8	38.4	47.2	29.4	23.8	43.3

※特別な支援を必要とする幼児児童生徒の在籍の有無にかかわらず、県内の全ての公立学校を対象として国の行った特別支援教育体制整備状況調査による。

発達障害にかかる市町村相談窓口一覧

平成24年10月1日現在

岡山県	おかやま発達障害者支援センター	703-8555 岡山市北区祇園866(旭川荘内)	086-275-9277	月～金 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
	おかやま発達障害者支援センター県北支所	708-8510 津山市田町31(津山教育事務所内)	086-229-1150	月～金 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
岡山市	岡山市発達障害者支援センター(ひか☆りんく)	700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター1階	086-236-0051	月～金 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始を除く)

管轄県民局	市町名	相談窓口名称	住所	電話番号	備考(開設曜日・時間など)
備前局	玉野市	たまの発達障害者支援センター	706-0001 玉野市田井5-24-8	0863-32-0606	月～金 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
	瀬戸内市	福祉課	701-4264 瀬戸内市長船町土師277-4	0869-26-5943	月～金 8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	赤磐市	あかいわ発達障害支援センター	709-0826 赤磐市和田12-2(山陽児童館内)	086-229-1150	月～金 9:00～18:00 (祝祭日・年末年始を除く)
	備前市	社会福祉課	705-8602 備前市東片上126番地	0869-64-1824	火、木、金 8:30～17:15 (祝祭日を除く)
備中局	倉敷市	倉敷発達障がい者支援センター	701-0113 倉敷市栗坂8番地	086-464-0015	月～金 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
	笠岡市	子育て支援課	714-8601 笠岡市中央町1番地の1	0865-69-2132	月～金 9:00～16:30 (祝祭日を除く) 第4日曜日 9:00～12:00 (要予約)
	総社市	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会 相談支援センターゆうゆう	719-1131 総社市中央1-1-3 総社市総合福祉センター内	0866-92-8578	月～金 8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	高梁市	児童相談支援センター さくら	716-0018 高梁市伊賀町8	0866-22-3611	月～金 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始を除く)
	新見市	新見市障害者地域活動支援センター (ほほえみ広場にいみ)	718-0003 新見市高尾2488番地13	0867-71-2166	日～金 9:00～18:00 (土曜・祝祭日を除く)
	矢掛町	保健福祉課	714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018	0866-82-1013	月～金 8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	浅口市	社会福祉課	719-0243 浅口市鴨方町鴨方2244-26 浅口市健康福祉センター内	0865-44-7007	月～金 8:30～16:45 (祝祭日を除く)
美作局	真庭市	サポートステーション コスモス	716-1401 真庭市五名574-1	0866-52-4771	特に決めてはいません。 (ただし、電話等により事前に日程調整を行います。)
	美作市	健康づくり推進課	707-0014 美作市北山390-2	0868-72-7701	水～金 8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	鏡野町	発達支援相談窓口(保健福祉課)	708-0392 苫田郡鏡野町竹田660	0868-54-2986	月～金 8:30～17:15 (祝祭日を除く) ※電話等により事前に日程調整を行います。